

2 取組み目標

(1) リサイクル率目標値（中間処理の場合） (%)

廃棄物の種類	当年度目標値	過年度実績値		
	令和6年度 目標値	令和5年度 実績値	令和4年度 実績値	令和3年度 実績値
木くず	96.5	96.2	92.6	97.0
紙くず	30.0	0.0	0.0	39.7
廃プラスチック	60.0	57.3	39.6	41.5
がれき類	99.0	98.5	99.6	98.6
石膏ボード	100.0	100.0	100.0	100.0
金属くず	100.0	100.0	100.0	100.0
ガラス陶磁器くず	70.0	10.3	80.8	66.9
全 体	79.36	66.04	73.16	77.67

(2) 再生利用量目標値（中間処理の場合） (t)

廃棄物の種類	当年度目標値	過年度実績値		
	令和6年度 目標値	令和5年度 実績値	令和4年度 実績値	令和3年度 実績値
木くず	800.0	769.91	635.22	1,151.79
紙くず	5.0	0.00	0.00	17.41
廃プラスチック	200.0	188.24	220.73	367.23
がれき類	5,000.0	4,094.30	14,004.69	7,500.24
石膏ボード	150.0	51.73	301.52	147.61
金属くず	200.0	182.12	155.83	77.83
ガラス陶磁器くず	5.0	1.030	25.48	14.98
全 体	6,360.0	5,287.33	15,343.47	9,277.09

(3) 最終処分量目標値 (t)

廃棄物の種類	当年度目標値	過年度実績値		
	令和6年度 目標値	令和5年度 実績値	令和4年度 実績値	令和3年度 実績値
廃プラスチック	180.00	197.05	336.00	517.04
ガラス陶磁器くず	5.00	10.00	6.07	7.41
燃え殻	7.00	8.73	12.79	12.08
がれき類	50.00	62.47	56.58	102.97
石膏ボード	0.00	0.00	0.00	0.00
全 体	242.00	278.25	411.44	639.50

3 産業廃棄物管理体制

取り扱う産業廃棄物の全体管理は統括責任者の代表取締役の竹原健二が適正に管理を行う。

処理施設については、技術管理者の代表取締役から処理施設の責任者に対し、毎日の処理状況及び処理計画、施設の稼働状況の報告をさせ、処理施設が適正かつ安全に稼働するよう、適切な指示を行える体制をとっている。

*必要に応じ管理体制組織図等を添付する。

4 産業廃棄物の種類、処理量、処理方法、排出ガス、排出水等に関する情報公開

廃棄物の種類ごとにフローシートに沿った処理を行っている事を会社案内にて公開している。

また、排出事業者に対してもフローシートの提出を行う。

5 産業廃棄物処理施設の地域への公開、説明

施設の名称	公開計画の有無	公開計画の概要又は公開計画無しの理由
原峠中間処理場	○有・無	地元自治会や市民・小学生を対象とした施設の見学会の実施
殿城最終処分場	○有・無	地元自治会による年2回（3月、9月）の視察

6 中間処理・最終処分を委託する場合の処理業者（施設）現地確認計画（中間処理業のみ）

区分	廃棄物の種類	現地確認計画
中間処理場	廃プラスチック	持込の都度、運搬担当者が施設及び処理状況の確認を行う。
	石膏ボード	年に1回以上管理担当者が施設及び今後の処理計画等の確認を行う。
最終処分場	廃プラスチック	持込の都度、運搬担当者が施設及び処理状況の確認を行う。
	ガラス陶磁器くず	年に1回以上管理担当者が施設及び今後の処理計画等の確認を行う。
	石膏ボード 燃え殻	持込の都度、運搬担当者が施設及び処理状況の確認を行う。 年に1回以上管理担当者が施設及び今後の処理計画等の確認を行う。

7 従業員教育（研修）計画

項目	教育（研修）計画内容
社内講習会	技術管理者を講師役として月1回のミーティング時に講習会を実施する
中間処理場	処理業務従事者に適正な処理についての講習会を実施する

8 排出事業者への協力要請

廃棄物の適正な処理を行う為に、契約締結前にフローシートを配布し、分別の徹底を行うように要請すると共に、適正な積込運搬を行うように要請している。

排出事業者及び工事発注者には、処理施設の見学を行ってもらい、処理施設の状況と適切な処理を行っていることを確認し、理解してもらったうえで協力を求める。

9 リサイクル技術向上に向けた取組み

他社のリサイクル施設や環境展等の視察を行い、リサイクル技術に関する知識を深めるとともに、導入できる事項は積極的に導入していく。

社内ミーティングで処理に関する意見交換を実施し、問題点があれば改善を図り、リサイクル率の向上に繋がられるように会社全体で共通認識を持つように心掛けていく。

10 不法投棄・不適正処理を発見した場合における協力体制

緊急時の連絡体制を構築しており、不法投棄・不適正処理を発見した場合は、その体制を活用し、本社に報告した後、本社より関係機関へ連絡・通報を行う。

撤去や処理の要請があれば積極的に協力する。

11 自社処理廃棄物の管理方法

計量伝票の発行を必ず行い、法律に沿った形態でマニフェスト伝票の発行も行い、適切な処理を実施していく。

自社廃棄物であっても、排出事業者に要請しているのと同様に、適正な分別・積込を行うように指示・教育を徹底していく。

12 その他協定の目的達成のため、独自に取り組む事項

代替素材への転換※1、環境認証制度※2の取得、電子マニフェスト（公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター）の導入等を含む。

ISO14001を継続して認証取得し、日々の業務活動に則した形で制度を活用できるシステムの構築を行い、その時々状況に合わせてシステムを変更できるような体制を取っている。

※1 化石燃料由来プラスチック製品等からバイオマスプラスチックなど環境負荷の低い素材や製品へ転換していくこと

※2 環境 ISO 14001、エコアクション 21 等